

平成 27 年度 第 1 回 静岡市総合教育会議

日時：平成 27 年 5 月 22 日（金）
午前 10 時から
場所：静岡市役所静岡庁舎
8 階市長公室

次 第

1 開 会

- ・ 田辺市長あいさつ
- ・ 佐野委員長あいさつ

2 議 事

- (1) 静岡市総合教育会議の運営について
- (2) 静岡市の教育に関する大綱について
- (3) 平成 27 年度の協議事項について

3 その他

4 閉 会

静岡市総合教育会議 構成員名簿

順不同、敬称略

職 名	氏 名	教育委員会委員としての任期	
市 長	たなべ のぶひろ 田辺 信宏	-	
教育委員会	委員長	きのの よしのり 佐野 嘉則	平成24年4月1日～平成28年3月31日
	委員長 職務代理者	いとう かなこ 伊藤 嘉奈子	平成26年4月24日～平成30年4月23日
	委 員	いざわ さぶろう 伊澤 三郎	平成27年4月24日～平成29年4月23日
	委 員	たかの やすよ 高野 康代	平成24年4月24日～平成28年4月23日
	委 員	はしもと ひろこ 橋本 ひろ子	平成27年4月24日～平成31年4月23日
	教育長	たかぎ まさひろ 高木 雅宏	平成25年4月24日～平成29年4月23日

(案)

静岡市総合教育会議の運営について

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4の規定に基づき設置する静岡市総合教育会議の運営に当たっては、市長と教育委員会とが対等な執行機関として教育行政に係る事項についての協議及びそれぞれの事務の調整を行うことにより、本市における教育行政の総合的な推進を図ることを目的とする。

2 構成員

- ・地方公共団体の長と教育委員会で構成(法第1条の4第2項)

3 協議・調整事項(法第1条の4第1項)

- (1) 教育行政の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

4 会議の運営

- ・法に定めるもののほか、静岡市総合教育会議運営要領(案)のとおりとする。
- ・主な内容
法に定める総合教育会議の主催者である市長が座長を務める。

5 会議のスケジュール

- ・定例会議は、年2回開催
*今年度は、初年度であるため、3回開催予定

6 事務局

静岡市企画局企画課

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抄

（総合教育会議）

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

（1）地方公共団体の長

（2）教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(案)

○静岡市総合教育会議運営要領

(趣旨)

第1条 静岡市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(座長)

第2条 市長は、会議の座長となる。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、市長は出席者に諮って会議を非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要であると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

(会議の傍聴等)

第4条 傍聴人の定員は、会議の場所その他の事情を考慮して会議の都度、市長が定める。

- 2 市長は、前条ただし書の規定により、会議を非公開とする場合にあっては、傍聴人及び出席者が指定する者以外の者を退場させなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、会議録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 第3条ただし書の規定により非公開とした部分については、前項の規定にかかわらず、公表しないものとするができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局を静岡市企画局企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し、必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月22日から施行する。

(案)

○静岡市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市総合教育会議運営要領（平成27年5月22日施行）第4条第3項の規定に基づき、静岡市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 市長は、会議の開催時刻前までに、会議の傍聴を希望する者の受付をするものとする。

2 前条の受付は、先着順で行うものとし、定員になり次第、受付を終了するものとする。

(傍聴の禁止)

第3条 市長は、次に該当する者の傍聴の受付を拒むことができるものとする。

- (1) 危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、びら、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 市長は、傍聴人に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 静粛を守り私語談笑しないこと。
- (3) 会議における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (4) 特に市長の許可を得た場合を除き、傍聴人席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (5) 会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴の禁止)

第11条 市長は、傍聴人が前条に定める事項を遵守しないときは、当該傍聴人を退場させることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月22日から施行する。

静岡市の教育に関する大綱の策定について

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（平二六法七六・追加）

■ 文部科学省 法律改正概要より

大綱の策定について、地方公共団体において教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置付けることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に変えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

■ 静岡市の教育に関する計画について

- ・『第3次静岡市総合計画（H27～H34）』（平成26年12月 策定）
子ども・教育分野
「健やかで、たくましく、しなやかに生きる力をもった
子ども・若者が育つまちを実現します」
- ・『第2期静岡市教育振興基本計画（H27～H34）』（平成27年2月 策定）
「目指す子どもたちの姿 『たくましく しなやかな子どもたち』」